

特定商取引のクーリングオフに関する別紙

(請負者)

事業所所在地
事業所名称
代表者職氏名
担当者氏名
TEL/FAX

印

本書面は、クーリングオフ(一定期間内の解除)に関する規定です。重要な規定ですので、本書面の内容を十分に読んでください。

本書面が添付されている工事請負契約書(工事請負契約書に添付されている見積書、仕様書、設計図、内訳明細書その他工事関連書面の内容を含む。以下、「工事請負契約書」という。)についてクーリングオフの適用がある場合は、以下の場合です。

- A. 請負者(工事請負契約書において「乙」)が営業所等以外の場所において工事請負契約を締結した場合(営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において締結した場合を除きます。)
- B. 営業所等において工事請負契約が締結された場合であっても、注文者(工事請負契約書において「甲」)が、訪問販売、電話その他による勧誘販売等の方法により請負者が誘引した者である場合

なお、注文者が工事目的物を営業用に利用する場合、注文者の求めに応じ、その自宅において締結する場合、使用により価額が著しく減少するおそれがあるものとして指定された消耗品(壁紙など)を使用する工事が行われた場合、又は3,000円未満の現金取引の場合には、クーリングオフの適用はありません。

(クーリングオフに関する規定)

1. 本工事請負契約は、契約書面を注文者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、注文者は、書面により工事請負契約を解除することができます。
2. 前項にかかわらず、請負者が不実のことを告げる行為をしたことにより注文者が誤認をし、又は請負者が威迫したことにより注文者が困惑し、これらによって注文者が工事請負契約の解除を行わなかった場合には、工事請負契約に関して、クーリングオフの権利その他所定の事項を記載した書面を注文者が請負者から改めて受領し、その内容について説明を受けた日から起算して8日を経過するまでは、注文者は、書面により工事請負契約を解除することができます。
3. 第1項及び第2項の契約の解除は、注文者が、工事請負契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。
4. 第1項及び第2項の契約の解除があった場合においては、請負者は、注文者に対し、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
5. 第1項及び第2項の契約の解除があった場合には、既に工事請負契約に基づき役務が提供されたときにおいても、請負者は、注文者に対し、工事請負契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができません。
6. 第1項及び第2項の契約の解除があった場合において、工事請負契約に関連して金銭を受領しているときは、請負者は、注文者に対し、速やかに、その全額を返還します。
7. 第1項及び第2項の契約の解除を行った場合において、工事請負契約に係る役務の提供に伴い、注文者の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、注文者は、請負者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
8. 第1項及び第2項の契約の解除があった場合において、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

(工事内容に関する添付書類)

見積書 仕様書 設計図 内訳明細書 その他()

本書面を受領し、内容を確認しました。

年 月 日

(注文者)

印